

富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号）第21条の規定に基づき、知的・精神障害者雇用奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 知的障害者 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第6項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、同第18条第1項に規定する精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第19条に規定する障害者職業センター（以下「知的障害者判定機関」という。）により知的障害者と判定された者
- (2) 重度知的障害者 知的障害者のうち、知的障害者判定機関により、その知的障害者の程度が重いと判定された者
- (3) 短時間労働者 一週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の一週間の所定労働時間に比し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である常時雇用する労働者
- (4) 精神障害者 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にある者

(奨励金の交付)

第3条 知事は、知的障害者及び精神障害者の雇用の促進を図るため、予算の範囲内において奨励金を交付するものとする。

(交付の対象者)

第4条 奨励金は、県内に本社を有する事業主であって、年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）に属する各月ごとの初日（当該月に属する賃金締切日（賃金締切日が当該月内に2以上あるときは、当該月の初日に最も近い賃金締切日）とすることができる。以下「算定基礎日」という。）におけるその常時雇用する知的障害者及び精神障害者の数の合計数（以下「年度間雇用知的・精神障害者数」という。）が、当該年度に属する各月ごとの算定基礎日におけるその常時雇用する労働者の数（短時間労働者を除く。以下同じ。）に100分の3を乗じて

得た数（小数点以下は切り捨てる。）の合計数又は24のいずれか大きい数（以下「一定数」という。）を超え、かつ、当該年度に属する各月ごとの算定基礎日におけるその常用雇用する労働者の数に100分の3を乗じて得た数（小数点以下切り捨てる。）の合計数が36以下の事業主に対して支給する。

ただし、各月ごとの算定基礎日において、週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者数を含む常時雇用する労働者の総数が100人（週所定労働時間20時間以上30時間未満の短時間労働者1人を0.5人とカウントして算定）を超える事業主で、国の障害者雇用調整金の支給対象となる場合は、奨励金の支給対象としない。

- 2 前項の年度間雇用知的・精神障害者数の算定にあたっては、次のとおりとする。
- (1) 重度知的障害者である労働者は、その1人をもって障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（(昭和35年政令第292号)第10条に定める数の知的障害者である労働者に相当するものとみなす。
 - (2) 重度知的障害者である短時間労働者は、知的障害者である労働者とみなす。
 - (3) 知的障害者及び精神障害者である短時間労働者は、1人を0.5人に相当するものとみなす。

（奨励金の額）

第5条 奨励金の額は、年度間雇用知的・精神障害者数又は72のいずれか小さい数から一定数を減じて得た数に、8,000円を乗じて得た額とする。

（申請手続等）

第6条 奨励金の交付を受けようとする事業主（以下「申請者」という。）は、交付の対象となる年度の11月1日から11月29日までの間に富山県知的・精神障害者雇用奨励金交付申請書（様式第1号）に知的・精神障害者雇用状況等報告書（様式第2号）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、必要に応じて追加の書類を求めることがある。

（交付の決定等）

第7条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは交付決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、交付決定しないときは、その理由を明示して文書により申請者に通知するものとする。

（実績報告等）

第8条 奨励金の交付を受けた事業主は、交付の対象となる年度の3月1日から3月31日までの間に知的・精神障害者雇用実績報告書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき奨励金の額を確定し、その旨を当該事業主に通知するものとする。
- 3 知事は、前項の規定により奨励金の額が確定したときは、その確定した額を下回る奨励金の交付を受けている事業主に対してその不足する額の奨励金を追加交付するものとし、また、その確定した額を超える奨励金の交付を受けている事業主に対して超過交付となった額の奨励金の返還を求めるものとする。

(決定の取消)

第9条 知事は第7条の規定により交付決定を受けた事業主が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、同条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取消に係る部分に関し既に奨励金が交付されているときはその返還を求めるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により交付決定の取消又は返還を請求するときは文書により当該事業主に通知するものとする。

(関係機関の協力)

第10条 知事は、富山労働局や事業主の本社の所在地を管轄する公共職業安定所長による本事業の対象者に関する情報の確認及びその他の必要な協力を得て、本事業を実施するものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から適用する。

なお、改正前の常用雇用する労働者の数（第4条第1項関係）の算定については、従前の例による。

- 2 平成10年度における奨励金の対象となる年度間雇用知的障害者数の上限（第4条第1項・第5項関係）については、72を69に読み替える。

附 則

この要綱は平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成18年6月6日から適用する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は令和6年10月25日から適用する。